

特記仕様書（測量業務条件一覧表）

明示項目	明示事項（条件及び内容）
ア 適用基準等	<input checked="" type="checkbox"/> 設計業務等委託契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 測量業務共通仕様書（三重県）【平成27年11月制定】 部分改正を行った内容も含む（最新改正 年 月） <input type="checkbox"/> 三重県公共測量作業規程（作業規程の準則（平成20年国土交通省告示第413号、平成23年国土交通省告示第334号、平成25年国土交通省告示第286号、平成28年国土交通省告示第565号及び令和2年国土交通省告示第461号により一部改正）準用） <input type="checkbox"/> 用地測量及び用地調査等業務について、別途に定めがあるものは、それによる。 <input checked="" type="checkbox"/> 三重県土地改良事業測量作業規程（農林水産省農村振興局測量作業規程準用） <input type="checkbox"/> その他（ ）
イ 業務計画等	<input checked="" type="checkbox"/> 契約締結後14日以内に測量作業計画書（作業内容、作業工程表、業務従事者の氏名及び資格使用機器等を明記する。）を監督員に提出する。 <input checked="" type="checkbox"/> 業務完了の10日前までに数量報告書を監督員に提出する。 <input type="checkbox"/> 業務日報は、監督員が提出を要求したときすみやかに提出する。 <input type="checkbox"/> 本測量作業に使用する主要機器（トータルステーション、トランシット、レベル、光波測距儀等）については、第三者機関で検定を行いその証明書の写しを測量作業計画書に添付すること。 <input type="checkbox"/> 本測量作業において基準点測量を実施する場合の既知点は、 （ <input type="checkbox"/> 既設の基準点（1～4等三角点又は1～3級基準点） <input type="checkbox"/> 任意の基準点 <input type="checkbox"/> 他業務において設置されている基準点）とする。 <input type="checkbox"/> その他（ ）
ウ 成果の提出	<input checked="" type="checkbox"/> 作業完了後は、精度管理表を提出すること。ただし、監督員が必要ないと判断したものについては除外する。 <input checked="" type="checkbox"/> 電子記憶媒体で提出すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 本業務における成果物の提出部数は、（ <input type="checkbox"/> 3部 <input checked="" type="checkbox"/> （2）部）とする。 <input type="checkbox"/> 指示する期日までに提出する成果物あり。（ ） <input type="checkbox"/> 検査用として成果物の印刷物（A4版簡易ファイル、年度・委託名・完成年月・受発注者名を明示、図面は袋とじ）を1部提出する。 <input type="checkbox"/> その他（ ）
エ 工程関係	<input type="checkbox"/> 別途業務との工程調整の必要あり （別途業務名 ） <input type="checkbox"/> 関係機関との協議の必要あり（別途資料作成必要あり） <input type="checkbox"/> その他（ ）
オ 資料の貸与	<input type="checkbox"/> 発注者の貸与する資料は、次の資料とする。
カ 業務条件	<input type="checkbox"/> 業務条件は下記のとおりとする。
キ その他	<input checked="" type="checkbox"/> 成果物の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 暴力団員等による不当介入（伊賀市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第2条第11号）を受けた場合の措置について (1) 受注者は暴力団員等（伊賀市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第2条第9号）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 (2) (1)により三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。 (3) 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。 <input type="checkbox"/> 配置予定技術者届出書に記載した技術者を契約時に配置しなければならない。 <input type="checkbox"/> その他（ ）

- (注)
- 1 上記委託業務、事項、条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 - 2 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
 - 3 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

ため池調査票

調査日: 令和 年 月 日

ため池コード: _____

1. ため池概要

ふりがな		堤高(m)	堤頂長(m)	総貯水量(m3)
ため池の名称		台帳	台帳	台帳
ため池の所在地		実測		
届出者		※堤高は、直高で記載すること。		
所有者				
管理者				

2. ため池の状態

点 検 項 目			
貯水状況	貯水有	貯水無	形状 堤体式 掘込式
	貯水可	貯水不可(すでに埋まっている) 貯水不可(堤体カット済) 貯水不可(その他)	備考:
	豪雨時に貯水される 豪雨時に貯水されない		
堤体の状況	・健全 ・漏水有 ・その他()	・ひび割れ有 ・崩れ有 ・堤体カット済 ・部分的欠損	備考:
付帯施設の状況	余水吐	有 無	備考:
		損傷なし 損傷有り	
	底樋管	有 無	
		損傷なし 損傷有り	
取水施設	有 無		
	取水可 取水不可		
維持管理の有無	管理されている	管理されていない	備考:

3. ため池の流入箇所および流出箇所の状況

流入箇所の状況		流出箇所の状況	
流入水路	有 無	流入水路	有 無
水路断面(m)	H= W=	水路断面(m)	H= W=
水路形式	・土水路 ・現場打水路 ・二次製品 ・その他	水路形式	・土水路 ・現場打水路 ・二次製品 ・その他
水路の健全度	健全である 健全でない	水路の健全度	健全である 健全でない
土質状況	水路が崩れにくい 水路が崩れやすい	土質状況	水路が崩れにくい 水路が崩れやすい
コメント:		コメント:	

4. 特記事項

5. 簡易断面(縮尺不問)

--

6. 現況写真 ※ため池の状態がわかるように撮影すること。

--

7. 判定

豪雨時に水が溜まる状況かどうか。(廃池届を提出すべきかどうか。)	
水が溜まる(廃池届送付不可)	水は溜まらない(廃池届送付可)